



平成31年2月19日

中野市長 池田 茂 様

中野市水道事業運営審議
会 長 久保田 晴夫



中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料等について
(答申)

平成31年2月4日に諮問された中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料等について、慎重に審議をした結果、当審議会として、下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

1 水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料並びに計量装置使用料
(下水道及び農業集落排水施設) について

- (1) 料金改定期日 2019年10月1日
ただし、改定期日前から継続して使用している場合の2019年10月及び11月の検針については、消費税法の一部改正に伴う経過措置に基づき、改定前の金額とする。
- (2) 料金改定内容 消費税及び地方消費税の増税分を増額する。
(別表1、2及び3のとおり)

2 加入者分担金(水道) について

- (1) 料金改定期日 2019年10月1日
- (2) 料金改定内容 消費税及び地方消費税の増税分を増額する。
(別表4のとおり)

(別表 1)

水道料金

(1使用月につき・消費税含)

量水器の口径 (量水器の設置がないときは配水管から分岐した給水管の口径)	基本料金 (1月につき)	使用水量料金 (1月の使用水量1 m ³ につき)	
13 mm	円 528.00	8 m ³ まで	円 69.30
20	1,133.00	8 m ³ を超え 50 m ³ まで	184.80
		50 m ³ を超えるもの	213.40
25	2,255.00	10 m ³ まで	94.60
		10 m ³ を超え 50 m ³ まで	190.30
40	4,950.00	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	217.80
		100 m ³ を超えるもの	220.00
50	10,010.00	10 m ³ まで	124.30
75	23,595.00	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	210.10
100	34,089.00	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	229.90
		100 m ³ を超えるもの	249.70

- 備考 1 料金は、基本料金に超過累進方式により算出して得た使用水量料金を加えて得た額とする。
- 2 現に中止状態にある給水栓についての料金は、徴収しない。
- 3 算出した料金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 月の中途において市営水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの基本料金については、1月分として算定する。
- 5 料金を算定する期間中において量水器の口径に変更があった場合は、変更があった日の属する月分から当該変更後の口径の料金を適用する。

(別表 2)

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

(1 使用月につき・消費税含)

区分	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般汚水	10m ³ まで	円 1,595.00	10m ³ を超え20m ³ まで	円 198.00
			20m ³ を超え30m ³ まで	220.00
			30m ³ を超え50m ³ まで	248.60
			50m ³ を超え100m ³ まで	272.80
			100m ³ を超え300m ³ まで	279.40
			300m ³ を超え500m ³ まで	288.20
			500m ³ を超えるもの	303.60
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	61.60		

- 備考 1 「一般汚水」とは、一般家庭、事業場等から排除される汚水（公衆浴場汚水を除く。）をいう。
- 2 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場から排除される汚水をいう。

(別表 3)

計量装置使用料 (下水道及び農業集落排水施設)

(消費税含 1 使用月につき)

計量装置の口径	使用料
	円
13	154.00
20	187.00
25	209.00
30	330.00
40	495.00
50	1,793.00
65	1,980.00
75	2,167.00
100	2,706.00

(別表4)

加入者分担金（水道）

1 新設工事

量水器の口径	金額
mm	円
13	63,800
20	130,900
25	199,100
40	555,500
50	811,800
75	1,970,100
100	3,352,800

2 改造工事

改造工事の量水器の口径が既設量水器の口径を超えるときは、新設工事に規定する当該区分ごとの加入者分担金（以下「分担金」という。）の差額を納入しなければならない。ただし、既設量水器の口径に満たない口径の量水器に改造する場合は、既設量水器の分担金の額を改造しようとする量水器に相当する分担金で除して得た整数の量水器の数については、分担金を徴収しない。